# 【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【提出先】 中国財務局長

【提出日】 平成19年9月10日

【中間会計期間】 第57期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

【会社名】 中国工業株式会社

【英訳名】 CHUGOKUKOGYO CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 野村 實 也

【本店の所在の場所】 広島市中区小町2番26号

【事務連絡者氏名】 取締役管理部門担当兼経営管理部長 原 田 宏 昭

【最寄りの連絡場所】 広島県呉市広名田一丁目3番1号

【電話番号】 0823-72-1322

【事務連絡者氏名】 取締役管理部門担当兼経営管理部長 原 田 宏 昭

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月29日に提出いたしました第57期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)の有価証券報告書の一部箇所に必要な記載がなされていないなど内容が不十分でありましたので、有価証券報告書の訂正報告書を提出し、記載内容の追加をするものであります。

### 2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

### 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_を付して表示しております。

## 第一部 【企業情報】

# 第4 【提出会社の状況】

## 6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

(1)~(6)(省略)

(訂正後)

(1)~(6)(省略)

### (7)株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めている。 これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものである。

### (8)株主総会決議事項を取締役会で決議することができるとした事項及びその理由

当社は、会社法第165条第2項の規定により、機動的な資本政策等を可能とするため、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨定款に定めている。